

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用許可基準の緩和措置を再延長します

札幌市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、テイクアウト、テラス営業等のための道路占用許可基準の緩和措置を行いました。その緩和措置の占用期間について、令和3年3月31日までとしていたところですが、このたびは令和3年9月30日まで再延長することとしました。

緩和措置のポイント（赤字部分が変更点）

内容	<ul style="list-style-type: none">① <u>新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業</u>であること② 「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮施設設の設置</u>であること④ <u>施設付近の清掃等</u>にご協力いただけること
主体	以下のいずれかの者が一括して占用申請 ※ <u>個別店舗ごとの申請はできません。</u> <ul style="list-style-type: none">1. 地方公共団体又は道路協力団体2. 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等3. 都市再生推進法人又は地域再生推進法人等4. 商店街、商店街振興組合、商工会等の団体（道路占用許可申請にあたっては、札幌市からの支援等に関する「副申書」の添付が必要になります。）
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。また、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている場合には一定の距離を確保するなど、歩行者等の通行に十分配慮してください。
占用料	<u>免除</u> （施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占用期間	令和3年9月30日まで （令和3年3月31日までを延長）

申請・相談先

1. 制度について

建設局総務部道路管理課 011-211-2452

2. 道路占用許可申請について

※道路使用許可申請については事前に所轄警察署との協議が必要です。

※国道の道路占用許可申請については北海道開発局が申請先となります。

区名	電話番号	住所
中央区土木部維持管理課	011-614-1800	札幌市中央区北12条西23丁目 S・D・C北12条ビル
北区土木部維持管理課	011-771-4211	札幌市北区太平12条2丁目
東区土木部維持管理課	011-781-3521	札幌市東区北33条東18丁目
白石区土木部維持管理課	011-864-8125	札幌市白石区本通14丁目南
厚別区土木部維持管理課	011-897-3800	札幌市厚別区厚別町下野幌45の39
豊平区土木部維持管理課	011-851-1681	札幌市豊平区西岡3条1丁目
清田区土木部維持管理課	011-888-2800	札幌市清田区平岡2条4丁目
南区土木部維持管理課	011-581-3811	札幌市南区南31条西8丁目
西区土木部維持管理課	011-667-3201	札幌市西区西野290の10
手稲区土木部維持管理課	011-681-7411	札幌市手稲区曙5条5丁目

3. 食品営業について

保健所又は各区保健センター ※業態によって担当部局が異なります。

4. 副申書について

経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課 011-211-2372

※副申書についての相談は、1～3の協議・相談に基づき道路占用許可申請の目途が立った後にするようにして下さい。